

解体工事業の経過措置終了に伴う注意点について

令和元年（平成31年）5月31日にて解体工事業の経過措置が終了することに伴い、建設業許可及び経営事項審査について以下のとおりとなりますので、ご注意ください。

1 建設業許可

経過措置とび・土工事業者（※1）が、解体工事業に係る許可を受けずに令和元年（平成31年）6月1日以降も引き続き解体工事を行う場合、同日以降、建設業法第3条第1項の許可を受けていない者となりますので、当該者は経過措置終了時まで速やかに解体工事業に係る許可を受けてください。（※2）

※1 建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）附則第3条第1項の規定により、平成28年6月1日時点できび・土工事業に係る許可を受けている者であって、解体工事業に該当する営業を営んでいるもの

※2 経過措置期間内に解体工事業に係る許可申請をした経過措置とび・土工事業者については、経過措置期間の経過後、申請に対する許可又は不許可の処分があるまでの間は、解体工事業に係る許可を受けなくても引き続き当該営業を営むことができます。

2 経営事項審査

経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（経営事項審査）の記載方法等が、申請書受理日（各県の受付日）により、令和元年5月31日以前と、6月1日以降では以下のとおり異なりますのでご注意ください。

	令和元年5月31日以前申請受付分	令和元年6月1日以降申請受付分
工事経歴書 （解体工事業の許可の有無に係わらず、施行前のとび・土工・コンクリート工事業の工事経歴書を施行後のとび・土工・コンクリート工事業及び解体工事業に係る工事経歴書に分割する作業）	分割作業必要	分割作業不要。解体工事業の許可が無ければ、解体工事業の工事経歴書は不要。
【工事種類別完成工事高/工事種類別元請完成工事高（別紙一）】 業種コード「300」（とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置））	記載必要	記載不要
【技術職員名簿（別紙二）】 業種コード「99」（とび・土工事業・解体工事業（経過措置））	記入可	記入不可